


公表用

令和8年5月

狛江市議会第2回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

	頁
1 報告第2号 狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	-4-
2 報告第3号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	-38-
3 報告第4号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	-44-
4 議案第22号 令和8年度狛江市一般会計補正予算（第1号）	-48-
5 議案第23号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	-63-
6 議案第24号 狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	-66-
7 議案第25号 狛江市印鑑条例の一部を改正する条例	-68-
8 議案第26号 狛江市税条例の一部を改正する条例	-70-
9 議案第27号 狛江市体育施設条例の一部を改正する条例	-84-
10 議案第28号 狛江市立図書館設置条例の一部を改正する条例	-89-

- | | | | |
|----|---------|------------------------------------|------|
| 11 | 同意第 1 号 | 狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | -90- |
| 12 | 同意第 2 号 | 狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて | -91- |
| 13 | 同意第 3 号 | 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて | -92- |
| 14 | 同意第 4 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | -93- |

報告第 2 号

狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月21日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

報告第 2 号別紙

狛江市税条例等の一部を改正する条例

(狛江市税条例の一部改正)

第 1 条 狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を狛江市公告式条例（昭和25年条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、狛江市公告式条例（昭和25年条例第7号）<u>の例によるものとする。</u></p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46</p>

改正後	改正前
<p>条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経</p>	<p>条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>、<u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>、<u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告</p>

改正後	改正前
<p>過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第34条の9において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p>	<p>書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p><u>第81条 軽自動車税等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p><u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第81条の3</u> 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第81条の4</u> 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの</u> 100分の3</p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第81条の5</u> 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第81条の6</u> 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の減免）</u></p> <p>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>の徴収方法)</p> <p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(<u>種別割</u>の徴収方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第89条 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものに対して、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第89条 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものに対して、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p> <p>第89条の2 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定</p>	<p>(<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p>第89条の2 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定</p>

改正後	改正前
<p>免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又</p>	<p>免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特</p>

改正後	改正前
<p>は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>	<p>殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けたものは、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課せられることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けたものは、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課せられることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>8・9 (略)</p>	<p>8・9 (略)</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>第7条の3</u> 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した</p>

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>	<p><u>場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに付則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに付則第7条の3第1項</u>」とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに付則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに付則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、<u>付則第7条の3の2第1項</u>及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とす</p>

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>ることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 (略)</p>	<p>第10条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。</p>	<p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
	<p>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
	<p>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
	<p>13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号</p>

改正後	改正前
<p>11 法附則第15条第27項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p>	<p><u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>14 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p>
<p>19 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>
<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事</p>	<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事</p>

改正後	改正前
<p>項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証す</p>	<p>項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証す</p>

改正後	改正前
<p>る書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）</u>のいずれに該当するか の別</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>る書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p><u>第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車</p>

改正後	改正前
	<p>税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の5の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)</u></p> <p>第15条の4 <u>当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>2 <u>市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p>第15条の5 <u>第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「東京都知事」とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p>第15条の6 <u>市は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p>第15条の7 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右</u></p>

改正後	改正前											
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、</u></p>	(略)	<p><u>欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td><td style="text-align: center;">100分の1</td><td style="text-align: center;">100分の0.5</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td><td style="text-align: center;">100分の2</td><td style="text-align: center;">100分の1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td><td style="text-align: center;">100分の3</td><td style="text-align: center;">100分の2</td></tr> </table> <p>2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる</u></p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	(略)
(略)												
第1号	100分の1	100分の0.5										
第2号	100分の2	100分の1										
第3号	100分の3	100分の2										
(略)												

改正後	改正前
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p>	<p>3 法附則30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、</p>	<p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断を</p>

改正後	改正前
<p>国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>第34条の6</u>から第34条の8まで、第34条の9第1項、</p>	<p>するときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の<u>種別割</u>に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>第34条6</u>から第34条の8まで、第34条の9第1項、付</p>

改正後	改正前
<p>付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則</p>	<p>則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2</p>

改正後	改正前
<p>第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><u>第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確</p>

改正後	改正前
<p>定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、<u>付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得</p>	<p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第</p>

改正後	改正前
<p>割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の</p>

改正後	改正前
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並</p>	<p>額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並</p>

改正後	改正前
<p>びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得金割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得金割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の</p>

改正後	改正前
(3)～(5) (略) 6 (略)	規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)

(狛江市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
付 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る狛江市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(略)</div>	付 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る狛江市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(略)</div>

(狛江市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 狛江市税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、狛江市公告式条例（昭和25年条例第7号）の例によるものとする。	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示の方法については狛江市公告式条例</u>

改 正 後	改 正 前
	(昭和25年条例第7号)の例によるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中第18条の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の狛江市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第4条 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「、第5条の4の2第6項」を削り、「、第7条の3第2項」を「、第7条の3第3項」に改める。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため。

報告第 3 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月21日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
付 則	付 則
1・1の2（略） （法附則第15条第31項の条例で定める割合）	1・1の2（略） （法附則第15条第32項の条例で定める割合）
2 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合）	2 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第36項の条例で定める割合）
3 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第36項の条例で定める割合）	3 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合）
4 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第40項の条例で定める割合）	4 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合）
5 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 （法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）	5 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
6 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 （改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
7 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項	6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事

改正後	改正前
<p>を記載した申告書に<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>付則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの</u></p>	<p>項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>付則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの</u></p>

改正後	改正前
<p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>付則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>付則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>
<p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度</p>	<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度</p>

改正後	改正前
分の都市計画税の特例)	分の都市計画税の特例)
13 (略)	12 (略)
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
14 (略)	13 (略)
15 (略)	14 (略)
16 (略)	15 (略)
17 (略)	16 (略)
18 <u>付則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>付則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>付則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>付則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>付則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u></u></u>	17 <u>付則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>付則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>付則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>付則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>付則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>付則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u></u></u>
19 <u>法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と</u>	18 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と</u>

改正後	改正前
<p>する。 （税率の特例） 20 （略）</p>	<p>する。 （税率の特例） 19 （略）</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の狛江市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度以前の年度分の都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

報告第 4 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月21日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属</p>

改正後	改正前
<p>する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該 給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金 額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人 につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属 する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該 給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金 額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人 につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条 の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」と いう。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する 所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額 するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割 額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得 た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割 額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所</p>	<p>する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該 給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金 額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人 につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税 義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属 する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該 給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金 額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人 につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条 の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」と いう。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する 所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額 するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割 額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得 た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割 額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所</p>

改正後	改正前
<p>得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（<u>地方税法施行規則第24条の30の6</u>に定める場合には、出産した日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（2）～（6）（略）</p>	<p>得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（<u>地方税法施行規則第24条の30の5</u>に定める場合には、出産した日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（2）～（6）（略）</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 22 号

令和 8 年度狛江市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第22号別紙

令和8年度

狛江市一般会計補正予算(第1号)

令和8年度狛江市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度狛江市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,252,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

令和8年5月21日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		7,190,136	129,942	7,320,078
	2. 国庫補助金	1,136,284	129,942	1,266,226
16. 都支出金		7,088,191	18,986	7,107,177
	2. 都補助金	4,937,099	18,486	4,955,585
	3. 委託金	201,253	500	201,753
21. 諸収入		413,960	2,432	416,392
	5. 雑入	340,245	2,432	342,677
22. 市債		1,502,800	△105,200	1,397,600
	1. 市債	1,502,800	△105,200	1,397,600
歳入	合計	39,206,000	46,160	39,252,160

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		3,473,425	2,432	3,475,857
	2. 徴税費	439,900	2,432	442,332
3. 民生費		19,841,116	33,662	19,874,778
	1. 社会福祉費	7,186,023	16,843	7,202,866
	2. 児童福祉費	9,801,741	13,962	9,815,703
	3. 生活保護費	2,853,352	2,857	2,856,209
7. 商工費		121,944	366	122,310
	1. 商工費	121,944	366	122,310
10. 教育費		6,962,830	9,700	6,972,530
	1. 教育総務費	773,205	9,700	782,905
歳出	合計	39,206,000	46,160	39,252,160

第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	千円 16,600	証書借入 又 は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 その他については、債権者との協定に基づく条件とする。	調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	千円 16,600	証書借入 又 は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 その他については、債権者との協定に基づく条件とする。
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	45,000				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	45,000			
ネットワーク環境 整備事業債	13,300				ネットワーク環境 整備事業債	21,600			
新図書館整備事業債	782,900				新図書館整備事業債	669,400			
市民総合体育館整備事業債	645,000				市民総合体育館整備事業債	645,000			
計	1,502,800			計	1,397,600				

狛江市一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	7,190,136	129,942	7,320,078
16. 都支金	7,088,191	18,986	7,107,177
21. 諸収入	413,960	2,432	416,392
22. 市債	1,502,800	△105,200	1,397,600
歳入合計	39,206,000	46,160	39,252,160

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,473,425	2,432	3,475,857	0	0	0	2,432	0
3. 民生費	19,841,116	33,662	19,874,778	3,792	18,303	0	0	11,567
7. 商工費	121,944	366	122,310	0	183	0	0	183
10. 教育費	6,962,830	9,700	6,972,530	0	500	8,300	0	900
歳出合計	39,206,000	46,160	39,252,160	3,792	18,986	8,300	2,432	12,650

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 466,944	千円 3,792	千円 470,736	3. 障がい者 自立支援事業費 補助金	千円 935	2. 障がい者総合支援事業費補助金
				5. 生活保護費 補助金	2,857	
4. 土木費 国庫補助金	376,719	126,150	502,869	2. 都市計画費 補助金	126,150	1. 都市構造再編集中支援事業補助金
計	1,136,284	129,942	1,266,226			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 2,328,730	千円 18,303	千円 2,347,033	1. 社会福祉費 補助金	千円 1,488	10. 低所得世帯向けエアコン設置区市町村等緊急支援事業補助金
				3. 老人福祉費 補助金	4,848	16. 高齢者のデジタルデバイス解消に向けたスマートフォン活用支援事業補助金
				6. 児童福祉費 補助金	11,967	33. 学童クラブ従事職員宿舍借上支援事業補助金
5. 商工費都補助金	2,723	183	2,906	1. 商工費補助金	183	1. 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金
計	4,937,099	18,486	4,955,585			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 教育費委託金	千円 4,631	千円 500	千円 5,131	1. 教育総務費 委託金	千円 500	4. 体育健康教育推進校事業委託金
計	201,253	500	201,753			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 340,245	千円 2,432	千円 342,677	6. 雑入	千円 2,432	千円 6. 雑入
計	340,245	2,432	342,677			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 教育債	千円 1,441,200	千円 △105,200	千円 1,336,000	1. 義務教育施設整備事業債	千円 8,300	千円 1. ネットワーク環境整備事業債
				2. 社会教育施設整備事業債	△113,500	1. 新図書館整備事業債
計	1,502,800	△105,200	1,397,600			

(款) 22. 市債

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	千円 170,026	千円 2,432	千円 172,458	千円	千円	千円	千円 2,432	千円		千円	
									1. 報酬	2,432	1. 一般事務費 2,432
											[課税課] 報酬 2,432 一般事務補助報酬(時間額)
計	439,900	2,432	442,332				2,432				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 2,008,508	千円 11,995	千円 2,020,503	千円 935	千円 1,488	千円	千円 9,572	千円		千円	
				935			9,075		1. 報酬	1,498	2. 一般事務費 10,010
									3. 職員手当等	487	[高齢障がい課] 委託料 10,010
									12. 委託料	10,010	福祉総合システム改修委託
					1,488		497				38. エアコン購入費助成事業 1,985
											[福祉相談課] 報酬 1,498 一般事務報酬 職員手当等 487
4. 老人福祉費	2,723,154	4,848	2,728,002		4,848						
					4,848				1. 報酬	997	30. 高齢者スマートフォン購入費 助成事業 4,848
									3. 職員手当等	236	
									10. 需用費	286	[高齢障がい課] 報酬 997
									1. 消耗品費	88	

									4. 印刷製本費	198	一般事務補助報酬（時間額）
									12. 委託料	329	職員手当等 236
									18. 負担金、補助及び交付金	3,000	需用費 286
											消耗品費 (88)
											事務用消耗品
											印刷製本費 (198)
											周知用チラシ
											委託料 329
											周知用チラシ配布委託
											負担金、補助及び交付金 3,000
											高齢者スマートフォン購入費助成金
計	7,186,023	16,843	7,202,866	935	6,336			9,572			

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学童保育費	千円 505,959	千円 13,962	千円 519,921	千円	千円 11,967	千円	千円		千円	千円	
					千円 11,967		千円 1,995	18. 負担金、補助及び交付金	13,962	2. 放課後児童健全育成事業維持管理費 13,962	
										[児童育成課] 負担金、補助及び交付金 13,962 学童クラブ従事職員宿舍借上支援事業補助金	
計	9,801,741	13,962	9,815,703		11,967		1,995				

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 生活保護総務費	千円 218,497	千円 2,857	千円 221,354	千円	千円 2,857	千円	千円		千円	千円	
					千円 2,857			1. 報酬	2,246	2. 一般事務費 2,857	
								3. 職員手当等	486	[福祉相談課]	

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	11. 役務費	千円 125	報酬 2,246	
								1. 通信運搬費	125	一般事務報酬 職員手当等 486 役務費 125 通信運搬費 (125) 郵送料	
計	2,853,352	2,857	2,856,209	2,857							

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 商工業振興費	千円 30,212	千円 366	千円 30,578	千円	千円 183	千円	千円 183		千円		
					183		183	18. 負担金、補助及び交付金	366	4. 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助 366 〔産業振興課〕 負担金、補助及び交付金 366 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金	
計	121,944	366	122,310		183		183				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3. 教育指導費	千円 518,016	千円 9,700	千円 527,716	千円	千円 500	千円 8,300	千円 900		千円		
						8,300	900	7. 報償費	100	21. 情報教育推進費 9,200	
								10. 需用費	281	〔学校教育課〕	
								1. 消耗品費	281	委託料 9,200	

									12. 委託料	9,200	小中学校ネットワーク環境 改善事業委託	
									17. 備品購入費	119		
					500						34. 体育健康教育推進校	500
											〔指導室〕	
											報償費	100
											講師等謝礼	
											需用費	281
											消耗品費	(281)
											事業用消耗品	
											備品購入費	119
											ハンディタイマー	
計	773,205	9,700	782,905		500	8,300		900				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 **【**内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(7) 【568】 477	893,678	1,972,500	1,774,552	4,640,730	797,476	5,438,206
補正前	(7) 【561】 477	886,505	1,972,500	1,773,343	4,632,348	797,476	5,429,824
比 較	(0) 【7】 0	7,173	0	1,209	8,382	0	8,382

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	会計年度任用職員以外の職員		特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員		備 考
						期末手当	勤勉手当				期末手当	勤勉手当	
補正後	334,255	45,192	69,496	13,140	103,653	508,329	477,716	207	44,080	37,260	77,398	63,826	
補正前	334,255	45,192	69,496	13,140	103,653	508,329	477,716	207	44,080	37,260	76,736	63,279	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	662	547	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	7,173	その他の増減分		7,173	その他の増加分 7,173
給 料	0	給料改定に伴う増減分		0	—
		その他の増減分		0	—
職 員 手 当	1,209	制度改正等に伴う増減分		0	—
		その他の増減分		1,209	その他の増加分 1,209

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 7,695,291	千円 8,435,379	千円 1,570,000	千円 661,045	千円 9,344,334
(1) 総務債	440,899	403,070		36,710	366,360
(2) 民生債	1,772,592	1,655,666		120,653	1,535,013
(3) 衛生債	344,006	316,924		27,100	289,824
(4) 土木債	1,396,319	1,372,813	61,600	129,745	1,304,668
(5) 消防債	203,525	322,454		34,507	287,947
(6) 教育債	3,537,950	4,364,452	1,508,400	312,330	5,560,522
2. 減税補てん債	28,948	8,647		8,647	
3. 臨時財政対策債	7,977,996	7,158,712		820,002	6,338,710
4. 減収補てん債	29,195	27,378		1,818	25,560
合 計	15,731,430	15,630,116	1,570,000	1,491,512	15,708,604

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 23 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 粕江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
報酬額表			報酬額表		
(略)			(略)		
災害医療コーディネーター	災害医療・薬事 コーディネータ ー運営委員会 1 日当たりの額	12,600	災害医療コーディネーター	災害医療・薬事 コーディネータ ー運営委員会 1 日当たりの額	12,600
	医療救護活動 1 日当たりの額	<u>24,800</u>		医療救護活動 1 日当たりの額	<u>23,900</u>
	医療救護活動で 1日に3時間を	<u>8,120</u>		医療救護活動で 1日に3時間を	<u>7,850</u>

改正後			改正前		
	超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額			超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	
	合同訓練等参加1日当たりの額	<u>20,700</u>		合同訓練等参加1日当たりの額	<u>20,000</u>
	合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	<u>6,830</u>		合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	<u>6,600</u>
災害薬事コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会1日当たりの額	12,600	災害薬事コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会1日当たりの額	12,600
	医療救護活動又は薬事活動1日当たりの額	<u>17,900</u>		医療救護活動又は薬事活動1日当たりの額	<u>17,300</u>

改正後			改正前		
	医療救護活動又は薬事活動で1日に3時間を超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	<u>5,850</u>		医療救護活動又は薬事活動で1日に3時間を超えた場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して活動1時間当たりの額	<u>5,650</u>
	合同訓練等参加1日当たりの額	<u>15,100</u>		合同訓練等参加1日当たりの額	<u>14,600</u>
	合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	<u>4,840</u>		合同訓練等参加で1日に3時間を超えて参加した場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して参加1時間当たりの額	<u>4,680</u>
(略)			(略)		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの報酬額改定に伴う所要の改正を行うため。

議案第 24 号

狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>災害応急作業等</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第 6 条 <u>災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う災害応急作業等の業務で、次の各号のいずれかに該当する業務（市長が定める期間内に従事したものに限る。）に従事した職員に対して支給する。</u></p> <p>(1) <u>巡回監視</u></p> <p>(2) <u>応急作業又は応急作業のための災害状況の調査</u></p> <p>(3) <u>避難所運営等に係る業務</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>河川等の応急作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(河川等の応急作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第 6 条 <u>河川等の応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川等における応急作業に従事した職員に対して支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>罹災証明に係る家屋調査の業務</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める業務</u></p> <p>2 <u>前項第2号の業務に従事した場合の手当の額は、1日につき1,440円とし、前項第2号以外の業務に従事した場合の手当の額は、1日につき950円とする。ただし、同一の日において、前項各号に規定する複数の業務に従事した場合は、各業務に対して支給する手当の額のうち、最も高い額を支給する。</u></p> <p>3 <u>業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合は、前項に規定する手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>4 <u>大規模な災害として市長が認める災害に係る業務に従事した場合には、第1項第1号及び第3号から第5号までの業務に係る手当の額は、第2項の規定にかかわらず、業務に従事した1日につき、1,440円（当該業務が深夜におけるものであるときは、2,160円）とする。</u></p>	<p>2 <u>前項に規定する手当の額は、1日につき1,080円とする。ただし、作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、1,620円とする。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

提案理由

人事院規則の改正に伴い、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の内容を整理し、金額を改定する所要の改正を行うため。

議案第 25 号

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

狛江市印鑑条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第 8 条 市長は、印鑑登録原票を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票は、電子計算組織に記録されたものにより調製する。</u></p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第 8 条 市長は、印鑑登録原票 <u>(電子計算組織に記録されたものを含む。以下同じ。)</u> を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）<u>又は利用者操作用端末機（市が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことによ</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）<u>以下同じ。)</u> を使用し、次に掲げる方法により申請をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>り、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。)を使用し、次に掲げる方法により申請をすることができる。</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、暗証番号を入力する方法</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、暗証番号を入力する方法</p> <p>(2) (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項柱書の改正規定については、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

利用者操作端末機の導入等に伴う所要の改正を行うため。

議案第 26 号

狛江市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例の一部を改正する条例

狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（寄附金税額控除） 第34条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>（寄附金税額控除） 第34条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>（市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保</p>	<p>（市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保</p>

改正後	改正前
<p> 険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 </p> <p>2～9 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当</p>	<p> 険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 </p> <p>2～9 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当</p>

改正後	改正前
<p>該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。</u>次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>

改正後	改正前
<p>第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p>

改正後	改正前
<p>る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p>	<p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>	
<p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>	<p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義</p>

改正後	改正前
<p>務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項、<u>付則第19条の3第1項又は付則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項<u>又は付則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法</u></p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>律第77号) 第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	
<p>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</p>
<p>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」と</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19</u></p>	<p><u>いう。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第36条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び改正付則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定、付則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、付則第9条の2の改正規定及び付則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 付則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第19条の3の改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の狛江市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条柱書本

文に掲げる施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の狛江市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の狛江市税条例付則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例付則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の施行に伴う所要の改正を行うため。

議案第 27 号

狛江市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市体育施設条例の一部を改正する条例

狛江市体育施設条例（昭和58年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第 2（第 5 条関係）					別表第 2（第 5 条関係）				
名称	使用区分	施設等		使用料	（単位：円）				
					名称	使用区分	施設等		使用料
狛江市民総合 体育館	貸切使用	アリーナ 1	全面使用	1 区分（2 時間 15 分）につき 5,200円（2,600円）					
			1 / 2 使用	1 区分（2 時間 15 分）につき 2,600円（1,300円）	1 / 2 使用	1 区分（2 時間 15 分）につき 2,600（1,300）			
		アリーナ 2	1 区分（2 時間 15						

改正後				改正前			
			分)につき 1,600円(800円)			第2体育室	1区分(2時間15分) につき 1,600(800)
		スタジオ1	1区分(2時間15分) につき 1,000円(500円)			第3体育室	1区分(2時間15分) につき 1,000(500)
		スタジオ2	1区分(2時間15分) につき 800円(400円)			第1格技室	1区分(2時間15分) につき 1,100(500)
		格技室1	1区分(2時間15分) につき 1,100円(500円)			第2格技室	1区分(2時間15分) につき 1,100(500)
		格技室2	1区分(2時間15分) につき 1,100円(500円)			会議室	1区分(2時間15分) につき 1,000(500)
		会議室	1区分(2時間15分) につき 1,000円(500円)			多目的ルーム	1区分(2時間15分) につき 800(400)
	個人使用	アリーナ1 アリーナ2 スタジオ1 格技室1 格技室2	大人	1区分 (2時間15分)	個人使用	第1体育室 第2体育室 第3体育室 第1格技室	大人 1区分 (2時間15分) につき

改正後					改正前						
		ランニング走路 トレーニング室		につき 250円	250		第2格技室 ランニング 走路 トレーニング 室		18歳以下 の者	1区分 (2時間 15分)に つき 100	
				1区分 (2 時間15 分)に つき 100円							
	貸切 使用 個人 使用	付 帯 設 備	放送設備	全日につき 4,000円(2,000円)		貸切 使用 個人 使用	付 帯 設 備	放送設備	全日につき 4,000(2,000)		
				1区分(2時間15 分)につき 1,000円(500円)					1区分(2時間15分) につき 1,000(500)		
			得点掲 示板	全日につき 4,000円(2,000円)		得点掲 示板		全日につき 4,000(2,000)			
				1区分(2時間15 分)につき 1,000円(500円)				1区分(2時間15分) につき 1,000(500)			
			更衣ロッ	1回		更衣ロッ ッカー		1回 50			
						西和泉体育館		貸切 使	-	1区分(2時間15分) につき 1,400(700)	

改正後				改正前			
			カー	50円			
西和泉体育館	貸切使用	—	1 区分（2 時間 15 分）につき 1,400円（700円）	元和泉市民テニスコート 東野川市民テニスコート	用	—	1 面 1 時間につき 700(400)
元和泉市民テニスコート 東野川市民テニスコート		—	1 面 1 時間につき 700円（400円）	狛江市民グラウンド		—	1 時間につき 1,200(400)
狛江市民グラウンド		—	1 時間につき 1,200円（400円）	西和泉グラウンド		—	1 時間につき 1,200(400)
西和泉グラウンド		—	1 時間につき 1,200円（400円）	狛江市多摩川緑地公園グラウンド		—	無料
狛江市多摩川緑地公園グラウンド		—	無料	元和泉スリーオンスリーコート		—	無料
元和泉スリーオンスリーコート		個人使用	—	無料	狛江市民プール	個人使用	—
狛江市民プール	—		1 人 2 時間まで 200 円（100円）。た だし、2 時間を超える	元和泉市民運	貸		—

改正後				改正前			
			場合は、1時間につき100円（50円）。付帯設備（コインロッカー）を含む。	動ひろば	切 使 用 個 人 使 用		
元和泉市民運動ひろば	貸 切 使 用 個 人 使 用	—	無料				
<p>2 主に18歳以下の者で構成する団体が市民総合体育館を貸切使用する場合及び体育館の付帯設備を使用する場合、18歳以下の個人登録者（規則で定める登録の承認を受けた者をいう。）が元和泉市民テニスコート又は東野川市民テニスコートを貸切使用する場合並びに18歳以下の者が狛江市民プールを使用する場合の使用料は、カッコ内の金額とする。</p>				<p>2 主に18歳以下の者で構成する団体が、<u>貸切使用する場合</u>及び体育館の付帯設備を使用する場合並びに狛江市民プールを<u>18歳以下の者が</u>使用する場合の使用料は、カッコ内の金額とする。</p>			

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

狛江市民総合体育館内の諸室の名称の変更等に伴う所要の改正を行うため。

議案第 28 号

狛江市立図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市立図書館設置条例の一部を改正する条例

狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(名称及び位置等)</u></p> <p>第2条 図書館の名称は、狛江市立中央図書館（愛称 こまねみライブラリー）とする。</p> <p>2 図書館は、次の各号に掲げる施設をもって構成し、その位置は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 狛江市立中央図書館 狛江市東和泉一丁目3番17号</u></p> <p><u>(2) 狛江市立中央図書館図書コーナー 狛江市和泉本町一丁目1番5号</u></p>	<p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名 称 狛江市立中央図書館</p> <p>位 置 狛江市和泉本町一丁目1番5号</p>

付 則

この条例は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

提案理由

新設図書館の名称及び位置等を定めることに伴う所要の改正を行うため。

同意第 1 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市
氏名・年齢	江藤 恭之 ・ 60歳

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 2 号

狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市
氏名・年齢	森 昌子 ・ 56歳

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 3 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

氏名	年齢	住所	備考
石倉 雅裕	58歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者
小川 保	59歳	東京都狛江市	認定農業者
小川 光政	64歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者
小町 寛行	55歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者
栗山 郁夫	68歳	東京都狛江市	
白井 恭男	68歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者
富永 和宏	63歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者
中島 康	68歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者
増田 純代	61歳	東京都東久留米市	利害関係を有しない者
松本 勇一郎	49歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者
谷田部 公弘	69歳	東京都狛江市	認定農業者に準ずる者

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

記

住 所	東京都狛江市
氏名・年齢	松浪 英理子 ・ 53歳

令和 8 年 5 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため。